

第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成26年6月4日(水) 14:00～16:00

場 所：ルビノ京都堀川「朱雀」

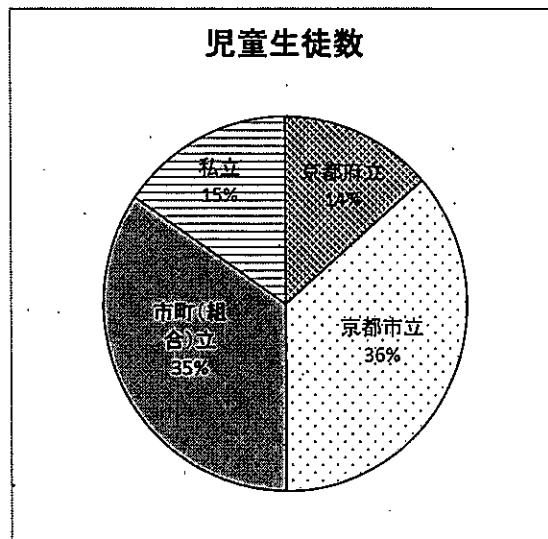
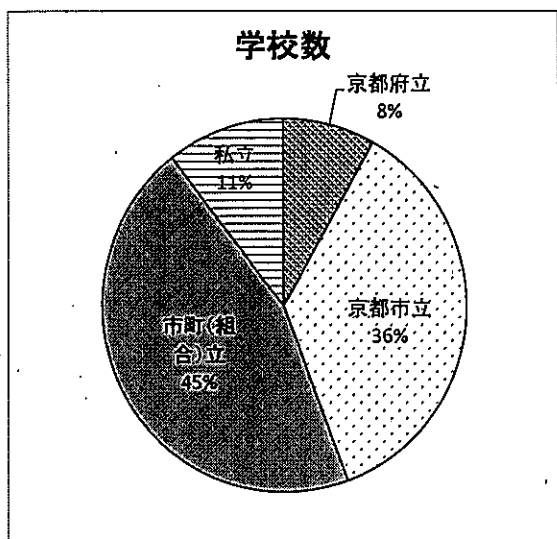
会議次第

- 1 開会
- 2 出席者紹介
- 3 説明事項
 - (1) いじめの状況等について
 - (2) いじめ防止対策推進法の概要について
 - (3) 京都府いじめ防止基本方針の概要について
 - (4) 本委員会について
- 4 決定事項
 - (1) 委員長選出
 - (2) 会議の公開に関する運用要領等
- 5 協議事項
 - (1) 本委員会の運営について
 - (2) 調査の在り方について
- 6 閉会

京都府の学校設置状況一覽

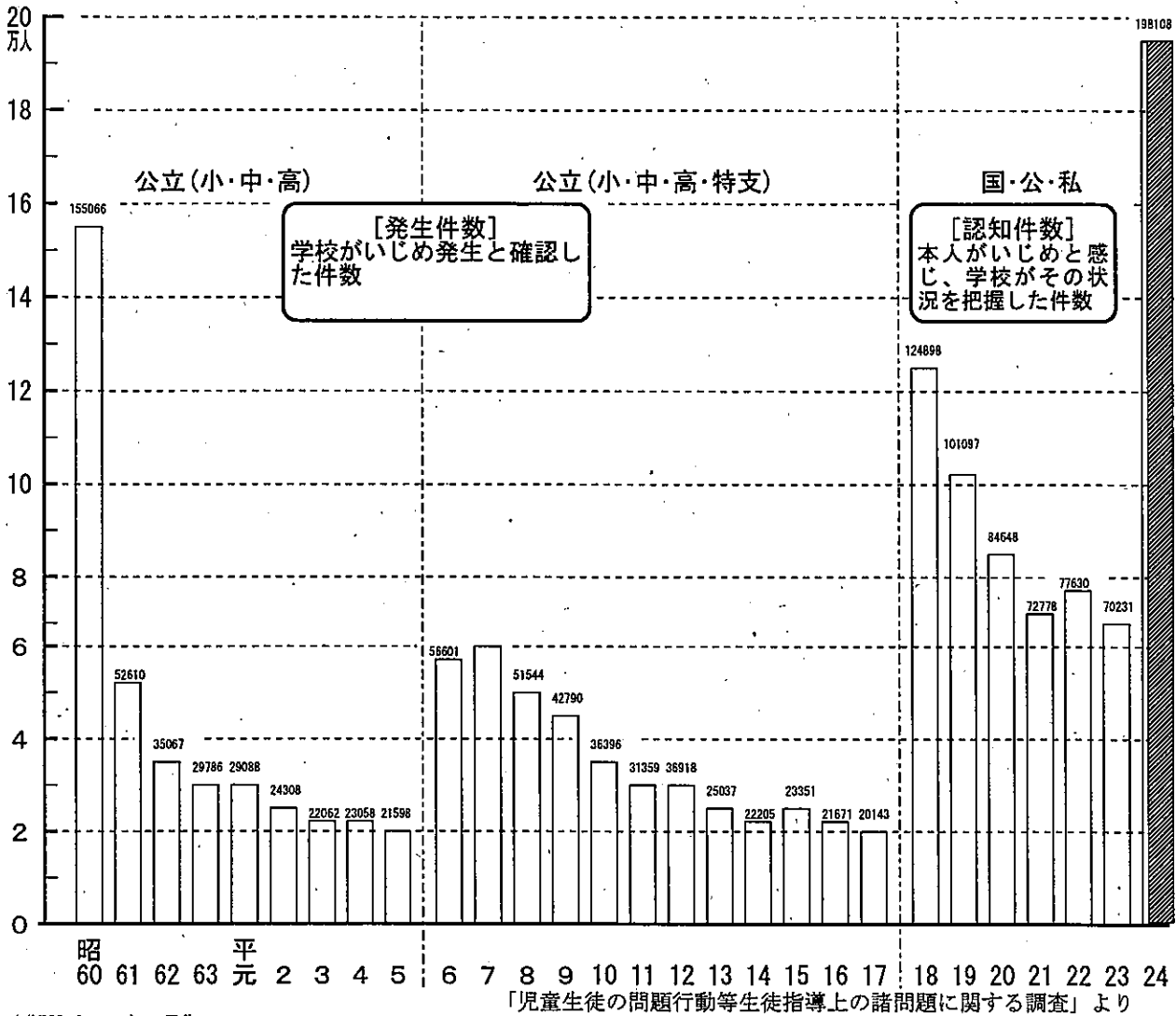
区分	公立学校			私立学校	
地方公共団体	京都府				
		京都市	25市町村		
学校の設置者	京都府教育委員会	京都市教育委員会	各市町(組合)教育委員会(24)	学校法人(33)	計
学校数(校)	59	263	328	76	726
小学校	—	172	231	10	413
中学校	2	75	97	26	200
高等学校	46	9	—	40	95
特別支援	11	7	—	—	18
児童生徒数(人)	37,905	101,824	96,813	43,037	279,579
小学校	—	63,871	64,707	4,247	132,825
中学校	359	31,017	32,106	8,480	71,962
高等学校	36,057	5,908	—	30,310	72,275
特別支援	1,489	1,028	—	—	2,517

「平成25学校基本調査」より
 ※ 国立学校を除く
 学校数には分校を含まない



いじめの状況について

1 いじめの全国状況（推移）



《調査の経過》

昭和60年度	<ul style="list-style-type: none"> ○各地でいじめによる自殺事件が連続して発生。 ○文部省(当時)が初のいじめに関する調査(4月～10月分のみ)を実施。いじめを定義しなかったため、広義に捉えて集計。
昭和61年度	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月の東京都中野区の中2男子のいじめによる自殺事件が社会問題化。 ○いじめを「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの」と定義。
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○愛知県西尾市の中2男子のいじめによる自殺事件が社会問題化。 ○いじめの定義を「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」と変更。 ○「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うよう」という事前の指導有り。
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道滝川市の小6女児・福岡県筑前町の中2男子のいじめによる自殺事件が社会問題化。 ○いじめの定義を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に変更。 ○いじめの「発生件数」を「認知件数」に変更。 ○「学校がいじめを認知するに当たっては、アンケート調査など児童生徒から状況を聞く機会を設ける」よう注意書きに追加。
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年10月の滋賀県大津市の中2男子のいじめによる自殺事件が社会問題化。

2 京都府における状況

(1) いじめの認知件数推移

(京都府公立学校)

(単位：件)【 】…1,000人当たりの件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	409 [3.0]	389 [2.8]	289 [2.7]	223 [1.6]	220 [1.6]	224 [1.7]	6,284[48.3]
中学校	314 [5.2]	295 [4.8]	200 [3.3]	166 [2.7]	105 [1.7]	116 [1.8]	2,617[41.4]
高等学校	60 [1.4]	60 [1.4]	50 [1.2]	47 [1.1]	33 [0.8]	30 [0.7]	479[11.2]
特別支援学校	20 [9.5]	8 [3.8]	38[17.9]	6 [2.7]	7 [3.0]	5 [2.1]	15 [6.0]
合計	803 [3.3]	752 [3.1]	577 [2.4]	442 [1.8]	365 [1.5]	375 [1.6]	9,395[39.4]

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(京都府私立学校)

(単位：件)【 】…1,000人当たりの件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	4 [1.1]	10 [2.6]	11 [2.8]	3 [0.7]	4 [0.9]	4 [0.9]	15 [3.50]
中学校	17 [2.0]	82 [9.4]	23 [2.7]	23 [2.7]	25 [2.9]	36 [4.3]	86[10.30]
高等学校	100 [3.4]	89 [3.1]	79 [2.8]	69 [2.5]	73 [2.6]	47 [1.7]	75 [2.63]
合計	121 [2.9]	181 [4.4]	113 [2.8]	95 [2.3]	102 [2.5]	87 [2.2]	176 [4.27]

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) 平成25年度京都府いじめ調査件数 (京都市立を除く京都府内公立学校)

<第1回(1学期)>

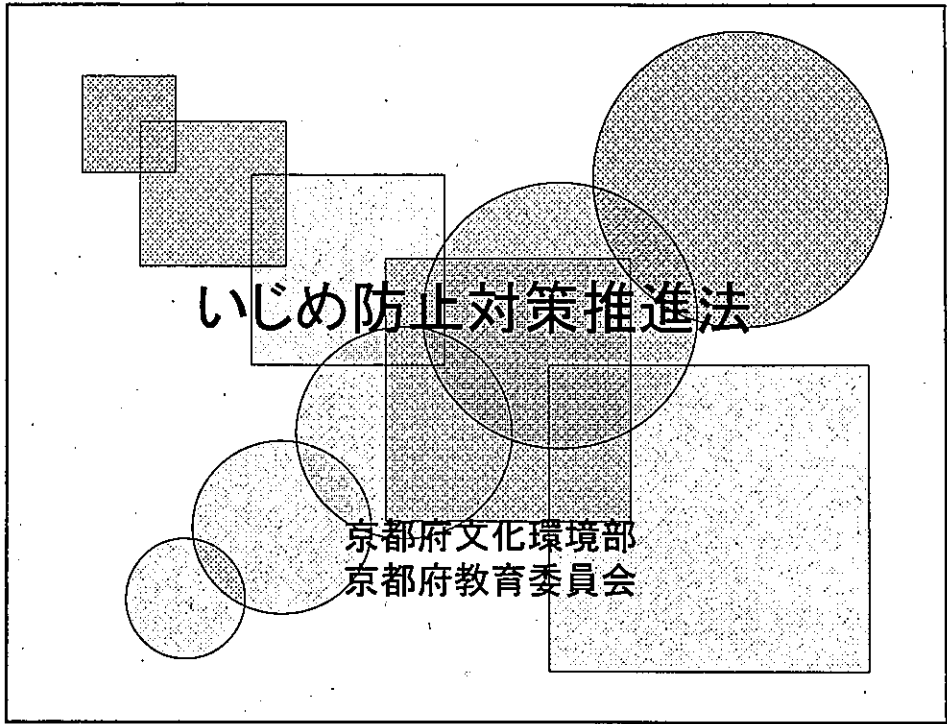
	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	15,756 [244.4]	13,139	293 [4.5]	171	0 [0]	0
中学校	2,679 [82.8]	2,185	231 [7.1]	128	2 [0.06]	1
高等学校	628 [17.5]	403	59 [1.6]	15	0 [0]	0
特別支援学校	83 [56.9]	37	8 [5.5]	3	0 [0]	0
計	19,146 [142.7]	15,764	591 [4.4]	317	2 [0.01]	1

(単位：件=人)【 】…1,000人当たりの件数

<第2回(概ね2学期)>

	1段階		2段階		3段階	
	認知	解消	認知	解消	認知	解消
小学校	12,942[200.9]	10,737	251 [3.9]	143	0 [0]	0
中学校	2,188[67.6]	1,774	181 [5.6]	116	0 [0]	0
高等学校	484[13.6]	378	62 [1.7]	55	0 [0]	0
特別支援学校	58[39.7]	37	4 [2.7]	1	0 [0]	0
計	15,672[117.0]	12,926	498 [3.7]	315	0 [0]	0

(単位：件=人)【 】…1,000人当たりの件数



いじめ防止対策推進法の概要

(平成25年法律第71号)

第一章 総則

1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※「学校」…小、中、高、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

○保護者の責務等

- ・児童等がいじめを行うことのないよう、指導を行うよう努める。
- ・適切に、いじめを受けた児童等をいじめから保護する。
- ・国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努める。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体者による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定めること
※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。
- 3 いじめ防止基本方針に基づく対策を効果的に行うため、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。

第三章 基本的施策

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策
 - ・ 道徳教育、体験学習等の充実
 - ・ 早期発見のための措置(児童等に対する定期的な調査その他必要な措置)
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 2 国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策
 - ・ 関係機関等との連携強化と体制整備
 - ・ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保等
 - ・ インターネットを通じて行われているいじめに対処する体制の整備
 - ・ 調査研究の推進
 - ・ 啓発活動

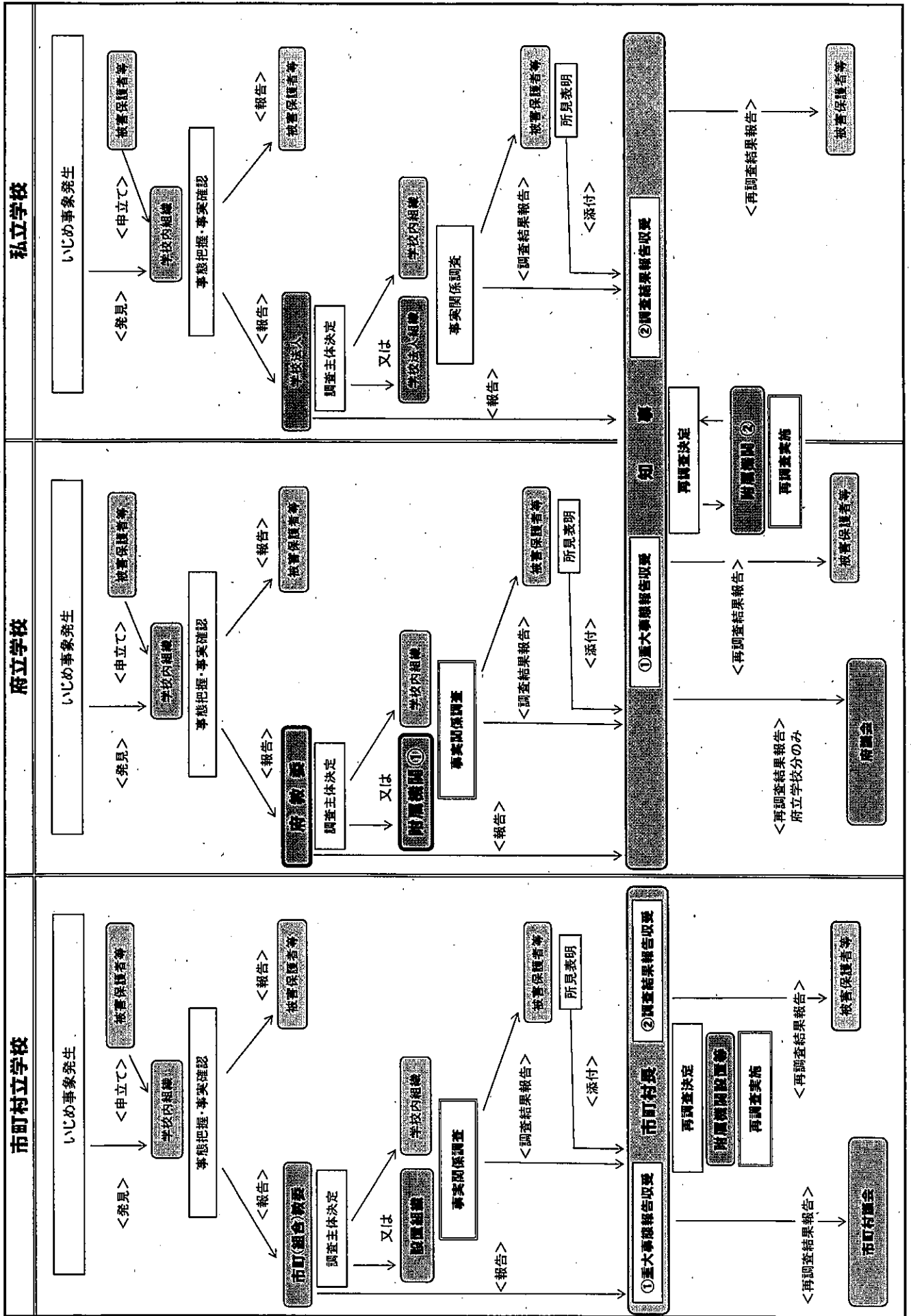
第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、
 - ① いじめの事実確認と設置者への結果報告
 - ② いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ③ いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
 - ④ いじめの事案に係る情報を保護者と共有するための措置について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 3 懲戒（*出席停止制度）の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態（※）に対処し、及び同種事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うとともに、地方公共団体の長に報告しなければならないこと。
※① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、必要があるときは、附属機関を設けて調査の結果について再調査することができるものとする。
- 都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

重大事態発生後の流れ(フロー図)



京都府いじめ防止基本方針(概要)

<特徴>

- 子どもの生命守ることが第一。また、いじめは教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であるという視点を入れること
- いじめ問題の克服について、地域社会や家庭も含めた社会総がかりで取り組むこと
- 人を思いやり豊かな心をはぐくむ教育、児童生徒自らがいじめ問題について主体的に考える取組を通じていじめを防止すること
- 私立学校や市町村立学校でのいじめへの対応等を支援すること

はじめに

- ・いじめは児童生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれ
- ・根本的ないじめ問題の克服のためには、いじめの未然防止、早期発見が重要
- ・学校、地域社会、家庭等関係者が社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組む
- ・被害児童生徒の生命・身体を第一に考える

第1 いじめの防止等に対する基本的な方向

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等のための基本的な考え方
 - ・自己・他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむ
 - ・家庭においても子どもたちの悩みを受け止めるとともに、規範意識の醸成に努める
 - ・何気ない冷やかしかしや悪ふざけが深刻ないじめに発展していく可能性がある
 - ・いじめが確認されたときは、迅速に組織的に対応
 - ・社会全体で子どもを見守る体制を構築するため、関係機関と適切に連携

第2 いじめの防止等のための京都府の対応

- 1 いじめの防止等のための京都府における組織等の設置
 - ・「京都府いじめ問題対策連絡会議」
 - いじめの防止等に関する機関・団体との連携
 - ・「京都府いじめ防止対策推進委員会」(教育委員会の附属機関)
 - いじめの防止に係る調査研究、いじめの調査、調査結果を踏まえた提言を行う
 - ・「京都府いじめ調査委員会」(知事の附属機関)
 - 府立学校・私立学校のいじめ重大事案に対し、必要に応じ再調査を行い、事実関係を明確にするとともに、いじめの防止、再発防止のための提言を行う
- 2 いじめの防止等のために京都府が実施する施策
 - ※京都市立学校、私立学校に対する情報提供等の支援を明記
 - ・いじめの防止
 - 豊かな心の育成、専門家との連携、教職員の資質向上、調査研究、広報啓発
 - ・いじめの早期発見
 - 相談体制の整備・活用、定期的な実態把握、地域や家庭との連携
 - ・いじめへの対応
 - 外部人材との連携、ネットいじめへの対応、学校相互間の協力体制整備

第3 いじめの防止等のための学校が実施すべき施策

- ※学校の実情に応じた対策、組織的な対応、個人情報保護
- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・基本方針に基づく具体的な計画、実行、検証
 - ・いじめの相談、通報窓口、情報の収集・共有
 - ・いじめに対する組織的な対応
 - 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ・スクールポーターや外部の専門家と連携
 - ・いじめが起きた集団への働きかけ、継続的な指導
 - ・児童生徒自らが主体的に学び、いじめ防止の取組を推進

第4 重大事態への対応

- 1 重大事態の定義
 - ・児童生徒の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑い
- 2 重大事態発生時の報告及び調査
 - ・地方公共団体の長又は知事に速やかに報告
 - ・学校又は学校の設置者は、事実関係を明確にする調査を実施
- 3 調査の結果を踏まえた措置
 - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に必要な情報を提供
 - ・調査組織からの調査の結果及び提言を踏まえ、重大事態への対応、いじめの防止、再発防止のための措置を講じる
- 4 再調査及びその結果を踏まえた措置
 - ・地方公共団体の長又は知事は、必要に応じて再調査できる
 - ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に必要な情報を提供
 - ・再調査の結果を踏まえた当該事態への対応、再発防止
 - ・公立学校の再調査結果について、議会に報告

第5 その他の重要事項

策定から3年の経過を目的として、本方針を検証し、必要に応じて見直す

京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月14日

京都府知事 山田 啓二

京都府条例第11号

京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例

京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表中

京都府公害審査会	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第14条に規定する公害に係る紛争についてのおつせん、調停、仲裁等に関する事務
----------	---

を

京都府公害審査会	公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)第14条に規定する公害に係る紛争についてのおつせん、調停、仲裁等に関する事務
京都府いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事務

に

改め、同表に次のように加える。

教育委員会	京都府いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務及び同法第28条第1項の規定による調査に関する事務
-------	-----------------	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

京都府いじめ防止対策推進委員会規則

〔平成26年3月28日〕
京都府教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）第2条の規定により、京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

京都府いじめ防止対策推進委員会の会議の公開に関する運用要領（案）

平成26年6月 日
京都府いじめ防止対策推進委員会

1 目的

この要領は、京都府いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 会議の公開

- (1) 委員会の会議は、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。
- (2) 委員長は、(1)に掲げる非公開の議事のほか議事を非公開とすることが適当と考えるときは、委員の過半数の同意を得て当該議事を非公開とすることができる。ただし、緊急の会議等で委員に諮ることができないときその他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (3) 委員会の概要並びに非公開の議事及びその理由は、府政情報センター、ホームページ等において明らかにすることとする。

3 会議開催の周知

- (1) 会議を開催するときは、開催日の1週間前までに府政情報センター、ホームページ等において府民への周知を図ることとする。ただし、会議の開催日時等を公開しないことが適当と委員長が判断するとき又は緊急の会議等で周知することができないときは、この限りでない。
- (2) 周知に当たっては、次の事項を記載することとする。
 - ア 委員会の名称
 - イ 開催日時及び場所
 - ウ 議題（非公開の審議を行うときは、非公開とする理由）
 - エ 傍聴手続（定員、注意事項等）
 - オ その他必要な事項

4 会議の傍聴

- (1) 傍聴人に対し、原則として会議で使用する資料と同様のものを配付する。ただし、資料が膨大である場合等にあつては、必要に応じ会議次第及び主要な資料のみを配付することとする。
- (2) 傍聴の手続、傍聴人が遵守すべき事項については、別に定める。

5 会議要旨の公開

- (1) 会議の要旨は、府政情報センター、ホームページ等において速やかに公開することとする。ただし、会議の要旨を非公開とすることが適当と委員会が判断したときは、この限りでない。
- (2) 会議の要旨は、次の事項を記載することとする。
 - ア 委員会の名称
 - イ 開催日時及び場所
 - ウ 出席者
 - エ 議題
 - オ 審議内容
 - カ その他必要な事項

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

<参考>

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があつた場合は、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報
- (3) 法人（府、国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「府等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報
 - イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- (4) 府等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
 - ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
 - イ 不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ウ 特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれ
- (5) 府等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、許認可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）の氏名等であつて、公にすることにより、当該公務員等個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては公安委員会規則、京都府公立大学法人及び公社である場合にあってはその定め）で定めるものを含む。）
- (7) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (8) 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないとされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある行為又は事業活動に関する情報
 - イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為又は事業活動に関する情報

京都府いじめ防止対策推進委員会 傍聴要領（案）

平成26年6月 日
京都府いじめ防止対策推進委員会

1 趣旨

この要領は、京都府いじめ防止対策推進委員会の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続き

- (1) 委員会を傍聴できる人数は、原則として10名とする。ただし、会場の都合等によりその人数を制限することがある。
- (2) 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（別紙）を開会予定時刻の1時間前から30分前までに委員長に提出しなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
- (4) (2)により傍聴申込書を提出した者の数が、(1)に定める人数を超えるときは、傍聴申込書が提出された順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
 - イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
 - ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - エ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に事務局が委員に諮って認めた場合は、この限りではない。
 - カ その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、委員長が退場を命じた場合
- (3) 傍聴人は、傍聴後、京都府いじめ防止対策推進委員会会議の内容に関する質問や意見がある場合は、事務局（京都府教育庁指導部学校教育課）に申し出ること。

4 その他

この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

京都府いじめ防止対策推進委員会
傍 聴 申 込 書

平成 年 月 日開催の京都府いじめ防止対策推進委員会を傍聴し
たいので申し込みます。

なお、傍聴の際は、別紙傍聴要領に記載された事項を守ります。

年 月 日

申込者住所

申込者氏名

協議事項

【論点①】 京都府いじめ防止対策推進委員会の運営について

1 委員会の役割について（確認）

- ア 府教育委員会の諮問に応じ、京都府の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議及び提言を行う。
- イ 京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「府立学校」という。）におけるいじめに関する通報や相談に対して、第三者機関として必要な助言等を行う。
- ウ 府立学校におけるいじめの事案について、法第24条に基づき必要がある場合に調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- エ 府立学校における法第28条に規定する重大事態に係る調査を実施し、その対応についての提言を行う。
- オ 私立学校におけるいじめの防止等又は重大事態に係る対応に関し、私立学校からの要請に基づき、必要な情報提供等の支援を行う。
- カ 市町（組合）立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市町（組合）教育委員会からの要請に基づき、調査にかかる支援及び助言を行う。

2 委員の守秘義務について（確認）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

3 委員会会議の開催について

事務局案

- ・毎月1回程度の会議を定例化し、必要に応じて臨時的な開催も可とする。
- ・定例会は毎月（8月を除く）第4水曜日の午後2時から同4時を基本とし、公式行事やいじめ関連施策の進捗状況等を勘案し決定
- ・事務局が委員会開催時に次回開催日程をお知らせする。

【論点②】 いじめ事象の調査の在り方について

1 具体的な調査イメージ

※ 別紙イメージ図

2 調査の具体的方法

- ・ 実際の調査に当たっては、府教育委員会事務局職員を補助スタッフとして配置
- ・ 委員が学校現場に入り、調査することも可とする。
- ・ 委員が被害児童・保護者等から直接聞き取りを行うことも可とする。
- ・ 委員が要請のあった市町（組合）教育委員会が実施する調査に同行し、支援・助言することも可とする。
- ・ 対象事案の内容により、委員会が専門委員の必要性について判断を行う。
(専門委員は教育委員会が任命する。)

3 調査過程における資料の取り扱い

アンケート調査結果、委員による聞き取り結果等、調査の過程において入手した資料については、事務局が保管する。

いじめ事象発生時の対応イメージ

